

## 知事監視製品の新規指定をします

4月20日、「和歌山県薬物の濫用防止に関する条例※1」第11条第1項※2の規定に基づき、下記危険ドラッグを新たに「知事監視製品」に指定しました。  
「知事監視製品」に指定された製品は、購入する際に誓約書の提出などが必要です。

### 新たに知事監視製品に指定したもの

知事監視製品 86製品 ※詳細は別添のとおり

※知事監視製品総指定数(令和3年4月20日時点)

	知事監視製品
現在の指定数	2433製品
今までの指定数	2617製品

### 県民の皆様へ

「危険ドラッグ」は、使用がやめられなくなったり、死亡例を含む健康被害や異常行動を引き起こす場合があり、麻薬や覚醒剤と同様に大変危険な薬物です。  
けっして身体に摂取又は使用しないでください。

### 知事監視製品とは

お香などと称し身体に使用しないものとして販売されているが、興奮、幻覚、陶酔等の作用を及ぼすことがインターネットのホームページに掲載されるなど、その製品の用途及び使用方法に反して、身体に使用されるおそれがあるもの

#### ※主な規制の概要

購入者	○購入時の誓約書の提出 (提出先) 県内店舗で購入→販売業者 県外店舗・インターネットで購入→知事	違反者に「警告」	警告に従わない者に 「過料5万円以下」
	○誓約書・説明書の内容遵守		
販売業者	○販売業の届出	違反者に「警告」	命令に違反した者に 「罰金20万円以下」
	○販売時の使用方法等の説明・説明書の交付	↓ 警告に従わない者に、 「販売等中止命令」	
	○販売時の誓約書の受取		

#### ※1 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例

薬物の濫用から県民の皆様の健康と安全を守るとともに、県民が平穏にかつ安心して暮らすことができる健全な社会の実現を図ることを目的として、平成24年12月28日に制定された。

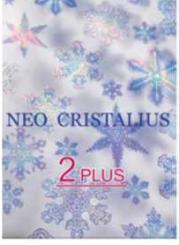
#### ※2 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例第11条第1項

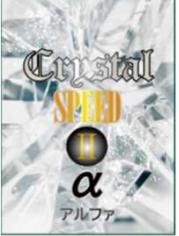
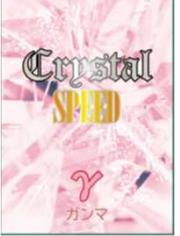
知事は、第2条第7号に掲げる薬物のうち、その名称、使用方法等の表示内容、販売場所、販売方法、広告その他の情報から、その用途及び使用方法に反して、吸入、吸引、摂取その他の方法により身体に使用されるおそれがあると認めるものを知事監視製品として指定することができる。

問い合わせ先  
担当課 薬務課  
担当者 辻、橋本  
TEL:073-441-2663

# 令和3年4月20日指定 知事監視製品一覧

No. 1

(1)	(2)	(3)	(4)
次の写真を付して、「【420ハイブティー】マッシュマローハーブティーStrong」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。	次の写真に示すとおり、「NEO CRISTALIUS 2PLUS」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。	次の写真に示すとおり、「SEXY TIMES」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。	次の写真を付して、「RED ZONE」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
			

(5)	(6)	(7)	(8)
次の写真を付して、「LOVE」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。	次の写真を付して、「Burning」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。	次の写真を付して、「クリスタルスピード α II」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。	次の写真を付して、「クリスタルスピード γ」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
			

(9)	(10)	(11)	(12)
次の写真に示すとおり、「極」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。	次の写真に示すとおり、「拡張フィスト」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。	次の写真に示すとおり、「マゾヒストXP」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。	次の写真に示すとおり、「ドライ@オーガズム」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
			

(13)	(14)	(15)	(16)
次の写真に示すとおり、「姦」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。	次の写真に示すとおり、「ゴールドフィンガー」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。	次の写真に示すとおり、「直昇」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。	次の写真に示すとおり、「トコロテンXXX」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
			

令和3年4月20日指定 知事監視製品一覧

No. 2

(17)	(18)	(19)	(20)
次の写真に示すとおり、「煙艶」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。	次の写真に示すとおり、「媚魔ドラスラー」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。	次の写真に示すとおり、「とろとろ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。	次の写真に示すとおり、「ケツマン狂」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
(21)	(22)	(23)	(24)
次の写真に示すとおり、「GAY STAR」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。	次の写真に示すとおり、「GAY GOMEON」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。	次の写真に示すとおり、「GAY CLASSICS」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。	次の写真を付して、「FIRE&ICE」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
(25)	(26)	(27)	(28)
次の写真を付して、「LOVE WINS」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。	次の写真に示すとおり、「Revival」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。	次の写真に示すとおり、「OXI-EMF 95%」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。	次の写真に示すとおり、「Gay Erotica」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
(29)	(30)	(31)	(32)
次の写真を付して、「RAW」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。	次の写真に示すとおり、「HORROR」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。	次の写真に示すとおり、「EXPLICIT EROTICA」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。	次の写真に示すとおり、「GLAM」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。

令和3年4月20日指定 知事監視製品一覧

NO.3

(33)	(34)	(35)	(36)
次の写真に示すとおり、「TIGER BOSS」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。	次の写真に示すとおり、「Splash」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。	次の写真に示すとおり、「wet pussy」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。	次の写真を付して、「DAMEGE(ダメージ)」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。

(37)	(38)	(39)	(40)
次の写真を付して、「KINK(禁句)」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。	次の写真を付して、「Z7 SUPERLUSH」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。	次の写真を付して、「Butter DOG」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。	次の写真に示すとおり、「PARALLEL BRAIN TONIC」と表示のある製品であって、その内容物が固体のもの。

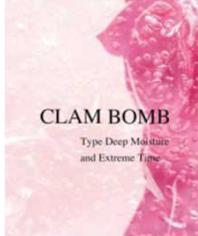
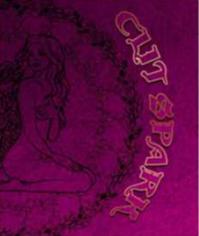
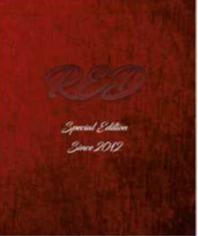
(41)	(42)	(43)	(44)
次の写真に示すとおり、「NONSTOP JET」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。	次の写真を付して、「POTION ORIGINAL 2nd」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。	次の写真に示すとおり、「Bunny Buster」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。	次の写真に示すとおり、「POWER BULK」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。

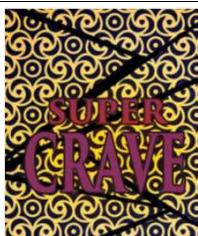
(45)	(46)	(47)	(48)
次の写真に示すとおり、「Miracle Lemon Shot」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。	次の写真に示すとおり、「あわゆき」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。	次の写真を付して、「Vim Night」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。	次の写真を付して、「ULTIMATE BROKEN 3rd」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。

# 令和3年4月20日指定 知事監視製品一覧

NO.4

(49)	(50)	(51)	(52)
次の写真に示すとおり、「PLATINUM R2」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。	次の写真に示すとおり、「DEATH KISS」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。	次の写真を付して、「PHANTOM ENCORE」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。	次の写真を付して、「HYDRA」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
			

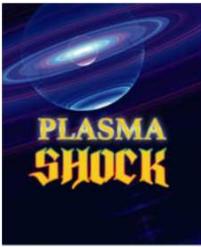
(53)	(54)	(55)	(56)
次の写真に示すとおり、「Tricky Trick」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。	次の写真に示すとおり、「CLAM BOMB」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。	次の写真を付して、「CLIT SPARK」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。	次の写真を付して、「RED Special Edition」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
			

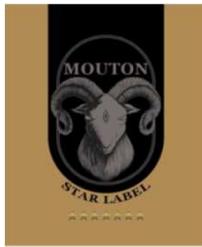
(57)	(58)	(59)	(60)
次の写真に示すとおり、「SHOUT 2」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。	次の写真に示すとおり、「SUPER CRAVE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。	次の写真を付して、「ORGASMIC EX」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。	次の写真を付して、「非売品多数有り 合法パウダー5個パック」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
			

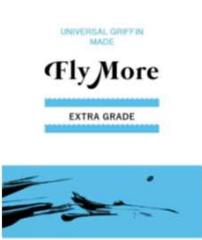
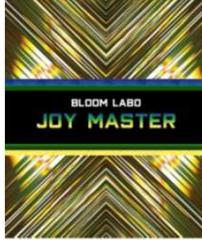
(61)	(62)	(63)	(64)
次の写真を付して、「非売品多数 合法パウダー3個パック」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。	次の写真に示すとおり、「VANQUISH KIVA V5」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。	次の写真に示すとおり、「Fuck Bunny」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。	次の写真を付して、「OMEGA DIVER」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
			

令和3年4月20日指定 知事監視製品一覧

NO.5

(65)	(66)	(67)	(68)
次の写真に示すとおり、「PLASMA SHOCK」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。	次の写真に示すとおり、「MYSTIC SYNDROME」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。	次の写真に付して、「BLACK OUT」の名称で販売される製品であって、その内容物が固体のもの。	次の写真に示すとおり、「ECSTASIX EX」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
			

(69)	(70)	(71)	(72)
次の写真に示すとおり、「MIND DOWN」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。	次の写真に付して、「PURPLE HAZE」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。	次の写真に示すとおり、「MOUTON STAR LABEL」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。	次の写真に示すとおり、「Dripping Wet」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
			

(73)	(74)	(75)	(76)
次の写真を付して、「Monkey HAZE by Dr.WESTAIN」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。	次の写真に示すとおり、「Fly More EXTRA GRADE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。	次の写真に示すとおり、「JOY MASTER」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。	次の写真を付して、「Gray hacker」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
			

(77)	(78)	(79)	(80)
次の写真に示すとおり、「HI-FI HOPPER」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。	次の写真を付して、「BLACK DIAMOND」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。	次の写真を付して、「last SEX spark」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。	次の写真を付して、「LUSH FOG」の名称で販売される製品であって、その内容物が固体のもの。
			

令和3年4月20日指定 知事監視製品一覧

NO.6

(81)	(82)	(83)	(84)
次の写真に示すとおり、「GROOVING FLOW」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。	次の写真を付して、「Hawaiian SMOG」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。	次の写真を付して、「BAD GIRL」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。	次の写真を付して、「合法匂玉 VS-CHEMISTRY」の名称で販売される製品であって、その内容物が固形状のもの。
(85)	(86)		
次の写真に示すとおり、「Night HUNTER」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。	次の写真に示すとおり、「WEEDY TIME」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。		